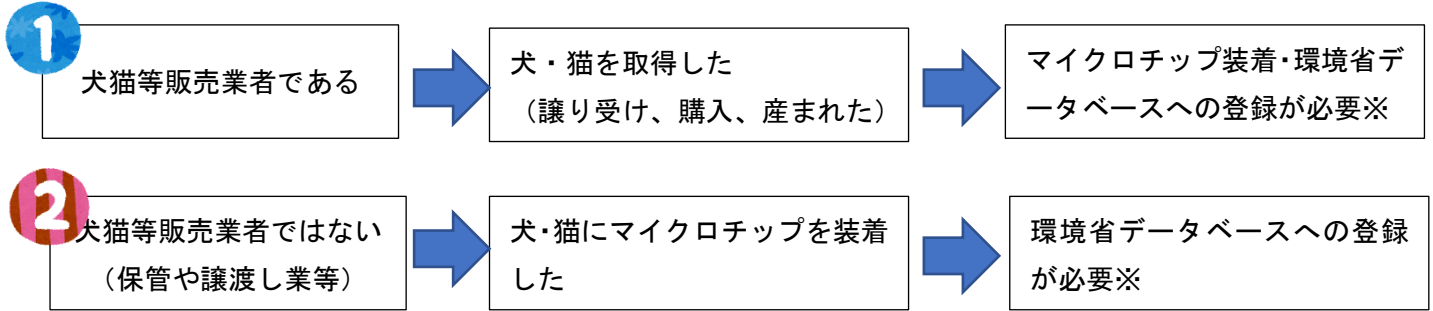




犬・猫への

# マイクロチップ装着等についてご存じですか？

犬猫等販売業者が犬や猫を取得した場合には、令和4年6月からマイクロチップ装着及び環境省データベースへの登録義務が課せられています。また、販売業者以外の者が所有する犬や猫にマイクロチップを装着した場合には、同様に環境省データベースへの登録が必要です。



※【下記いずれかの早いほうの日までに装着・登録義務】

①譲渡・販売する際は、その日まで。

②取得した場合は、その日から30日を経過する日まで。但し生後90日以内の場合は、生後90日を経過した日から30日を経過する日まで。

## 装着や登録をせずに販売するとどうなるの？



犬猫販売業者に対するマイクロチップの装着及び情報登録は法律に定められており、これに違反すると、都道府県（保健所）の指導対象となります。また、指導等に従わず、改善が見られない場合には、最終的に第一種動物取扱業者としての登録取り消しや業務停止命令という可能性もあります。そうなれば、販売はできなくなりますので、法律は必ず守りましょう。

- 販売等の際には環境省データベースに登録（または変更登録）した際に交付される登録証明書が必要となります。
- 所有者に代わり登録申請を行う<申請代行>は有償では行えません。行政書士法違反となります。
- マイクロチップ装着を免除される健康・安全の保持の理由には、専門家（獣医師等）の判断によるものとします。

## 環境省データベースへの登録について

問合せや登録方法は環境大臣指定登録機関である (公財) 日本獣医師会 までお願いします。



03-6384-5320



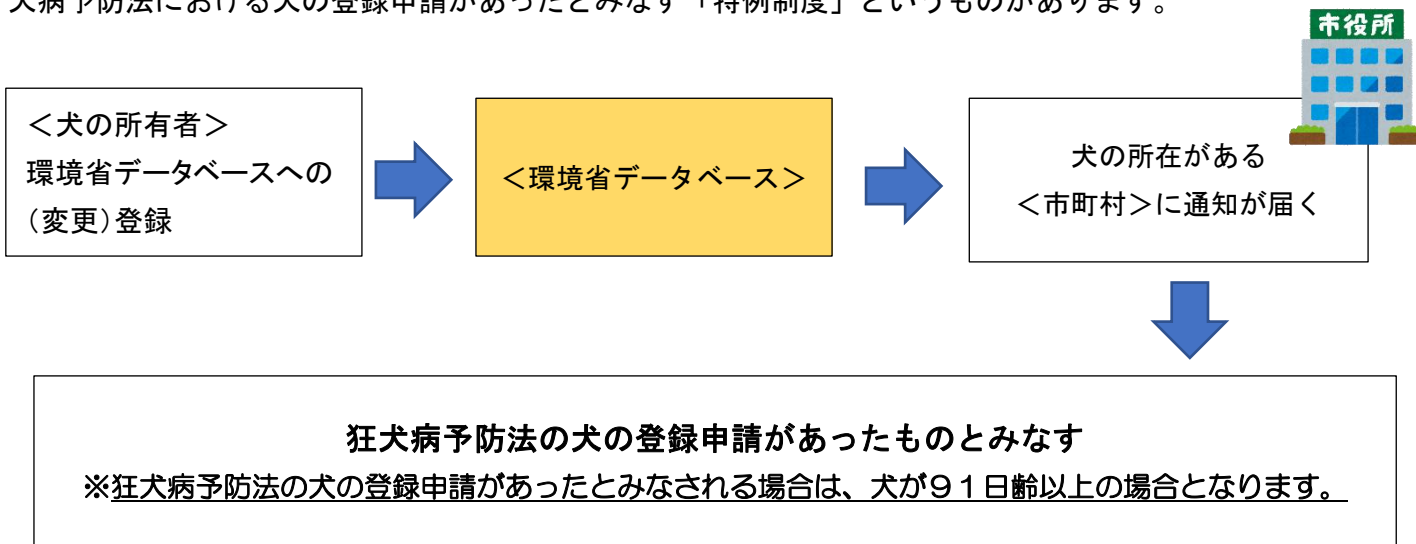
[https://reg.mc.env.go.jp/owner/top\\_user](https://reg.mc.env.go.jp/owner/top_user)



# マイクロチップと狂犬病予防法の犬の登録

## 特例制度とは？

マイクロチップを装着し、環境省データベースへ登録した場合において、犬の所在がある市町村において狂犬病予防法における犬の登録申請があったとみなす「特例制度」というものがあります。



**STOP**

**制度適用は犬の所在がある市町村において  
制度を導入している場合のみであり、  
京都府内では京都市以外では導入していません！**

飼い主が環境省データベースへの(変更)登録を行っても、狂犬病予防の犬の登録申請があったとはみなされません。必ず、市町村窓口等において登録手続きを行ってください。また、売買の際には新しい飼い主に対し、必ず登録を行うよう説明をお願いします。

京都府内の特例制度導入状況、各市町村の連絡先は京都府ホームページをご参照ください。  
[https://www.pref.kyoto.jp/doubutsu/aigokanrihou\\_microchip.html](https://www.pref.kyoto.jp/doubutsu/aigokanrihou_microchip.html)

